「神戸タータン」デザイン及びロゴマーク使用規程

神戸タータン協議会

(目的)

第1条 この規程は、「神戸タータン」のデザイン及びロゴマーク(以下「デザイン等」 という。)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてデザイン等とは別図に掲げるものをいう。

(権利の帰属)

第3条 デザイン等の一切の権利は、神戸タータン協議会(以下「協議会」という。) に帰属する。

(使用者)

- 第4条 デザイン等を使用できる者は、年会費を完納した協議会の会員とする。但し、デザイン等を使用して作成する物品(以下「物品」という。)の製造から流通に携わる企業のうち1社以上の会員加入を条件とする。
- 2 会員加入を要件とする場合の詳細については、別表に掲げるとおりとする。

(使用の申請)

- 第5条 デザイン等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、本規程の内容を承諾したうえで、物品ごとに「神戸タータン使用承認申請書」(様式第 11 号)に次の書類を添付して協議会に提出しなければならない。
 - (1) 物品の企画書(物品の内容や具体的な使用方法がわかるもの)
 - (2) その他、協議会が必要と認めるもの

(使用の承認)

- 第6条 協議会は、前条の申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、「神戸タータン使用承認通知書」(様式第12号)により、申請者に通知するものとする。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。
 - (1) 「神戸タータン」の信用又は品位を害すると認められるもの
 - (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
 - (4) 自己のシンボルマーク及び商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるもの
 - (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、 当該認定等が得られていないもの
 - (6) その他、協議会が使用を不適切と認めるもの

(デザイン等の供給)

- 第7条 使用者は、協議会から次の各号の資料等を受け取ることができる。
 - (1) アドビイラストレーターのファイル形式によるデザインパターンとロゴマーク
 - (2) デザイン等の運用マニュアル
 - (3) その他

(成果物の提出)

第8条 使用者は、デザイン等を使用した成果物について、速やかに1部を協議会に提出 するものとする。但し、成果物は、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された内容にのみ使用し、協議会の指示する条件に従うこと
 - (2) 使用者以外の第三者にデザイン等を譲渡又は転貸しないこと。但し、OEM(相手 先ブランド製造)、委託製造の場合は、その委託先が行う物品の製造に限り、デザイ ン等に関する資料等を委託先に提供することができる
 - (3) 協議会が定めた色、縦横比、形状を正しく使用すること
 - (4) ロゴマークの向きを上下、左右、反転して使用しないこと
 - (5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第10条 使用料は無料とする。

(使用の期間)

第 11 条 デザイン等の使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して 1 年間とする。但 し、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌 日から起算して 1 年間延長し、以後同様とする。

(物品の販売及び使用)

- 第 12 条 デザイン等を使用した物品は、原則として、神戸市内においてのみ販売及び使用するものとする。但し、通信販売はその限りではない。
- 2 神戸市外において、「神戸」あるいは「神戸タータン」をテーマとし、期間を限定して販売する場合は、これを許可する。但し、その際は必ず、協議会に事前に連絡するものとする。

(損失補償等の責任)

第 13 条 協議会は、デザイン等の使用について損失が発生したときの補償等について、 一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この規程は、平成28年10月27日から施行する。

(別図)



(別表) 第4条関係

物品	会員加入が要件となる企業等
①企業が販売目的で製	*最終商品を製造する企業
造する商品の場合	*OEM、委託製造の場合は、委託元の企業
(最終消費財)	*手芸用の生地など、材料を消費者に販売する場合は、その
	製造企業
	*オーダー店における販売の場合は、それぞれの材料を製造
	する企業
	*個々の商品特有のパッケージ、下げ札等に使用する企業
②企業にて使用する販	*販促物を使用する企業
促物の場合	※販促物とは、小売店舗で使用する汎用性のある包装紙、
	ショッピングバッグ、ポスター、看板、POP 等を指す。
	※他社が市販している、デザイン等を使用した販促物を使
	用する場合は、会員加入を要件としない。
③団体にて使用する販	*販促物を使用する団体
促物の場合	※販促物とは、商店街等で共通に使用するバナー、タペス
	トリー、横断幕、懸垂幕、ポスター等を指す。

※「神戸タータン」を PR する目的で使用する場合(名刺にデザイン等を印刷するなど) は、会員加入を要件としない。